

特定歴史的公文書利用請求制度の 運用状況について

歴史博物館企画担当・史料担当

特定歴史的公文書利用請求制度開始にあたり、 定めた規則及び審査基準

尼崎市特定歴史的公文書の利用に関する規則

尼崎市公文書の管理等に関する条例に基づいて、次の事項を定める。

- ・利用請求書の記載事項等、利用請求方法の詳細
- ・利用決定通知書の記載事項
- ・利用の方法の詳細
- ・写しの作成・送付にかかる費用負担
- ・その他、利用に付随する必要事項

尼崎市公文書の管理等に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

- ・審査の基本方針

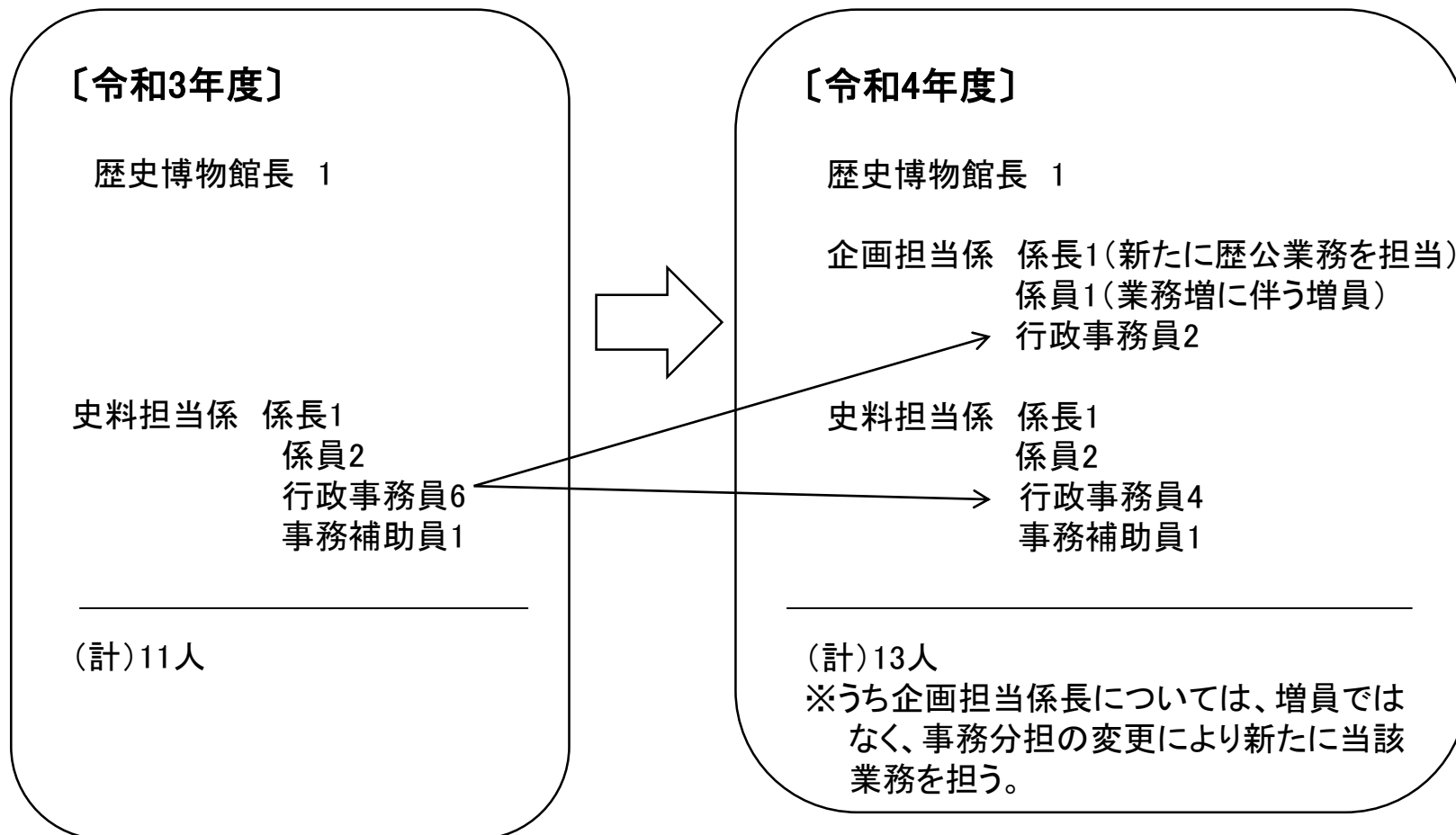
審査において「時の経過を考慮する」に当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないとするいわゆる「30年ルール」を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合には必要最小限の制限を行う。

(別表)「30年を経過した特定歴史的公文書に記録されている個人情報について」

- ・利用制限情報の妥当性の判断基準
法令秘情報・個人情報等の具体的な判断基準説明
- ・原本利用制限に関する判断基準
- ・部分公開に関する判断基準
- ・本人情報の取扱い
- ・利用における著作権の取り扱い
- ・実施機関等による利用

特定歴史的公文書利用請求制度開始にあたり実施した、 歴史博物館の組織体制の強化

歴史博物館において、特定歴史的公文書を含むアーカイブズ業務を担当する組織の体制及び職員数



特定歴史的公文書利用請求制度の開始

尼崎市特定歴史的公文書目録の作成と公開(4月1日)

- ・歴史博物館の管理下にある約2万冊の特定歴史的公文書のうち、明治・大正・昭和期作成の尼崎町、合併村、尼崎市の文書2,199冊を搭載した目録を作成。歴史博物館地域研究史料室カウンターに備えるほか、市公式サイト上にPDFデータを公開。

利用促進に向けた周知

- ・尼崎市公式サイト上の利用請求制度案内ページ(4月1日公開)

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/manabu/bunkazai_0/1030066.html

利用請求制度の説明

利用請求の方法

利用請求書書式、特定歴史的公文書目録、条例・規則・審査基準のデータ

- ・市報、歴史博物館SNS等を通じたの広報
- ・市長定例会見での利用請求制度広報(4月21日)
毎日、産経、神戸の3紙に記事掲載

制度開始後の利用実績

利用請求第1号

- ・4月14日、東京在住の研究者の方
- ・昭和10年代の立花村文書14冊の閲覧